

## 第5回

社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会

### 議事録

消費者庁消費者教育推進課

第5回社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会  
議事次第

日時：令和3年3月30日（火） 10:00～12:00

場所：中央合同庁舎第4号館共用第3特別会議室

議題

1. 社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会取りまとめ（案）について

（配布資料）

資料1 社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会取りまとめ（案）

資料2 社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会取りまとめ（案）

概要

参考資料1 社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会の開催履歴

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまより、第5回「社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会」を開催させていただきます。

委員の皆様方、御多用のところを、本日御参加いただきまして誠にありがとうございます。

本日の分科会につきましては、オンラインとの併用で開催をさせていただいております。

東委員、坂本委員、原委員。侯倉委員におかれましては、オンラインでの御参加となっております。オンラインでの御参加の皆様におかれましては、発言のない際にはミュートにしていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事の進行につきましては、座長のほうにお願いをいたします。よろしくお願ひいたします。

○坂倉座長 座長の坂倉でございます。

それでは、議事次第にある議題に沿って進めてまいります。

本日は、分科会の取りまとめに向けた審議を行います。

お手元に、今日の議事次第を配付しておりますが、本日の議題は1つのみとして「社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会の取りまとめ（案）について」ということになります。

では、最初に、事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局のほうより、資料1と資料2につきまして御説明をさせていただきます。

まず、資料1でございます。「社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会取りまとめ（案）」としております資料でございます。

大きくは、第1から第6までの構成となっておりますけれども、まず、第1の「はじめに」のところでございます。

1ページ目の「（1）検討の経緯」でございますけれども、デジタル化に対応した消費者教育の必要性につきましては、消費者教育の推進に関する基本的な方針に記載されておりまして、消費者教育推進会議のほうで10月に、この分科会を設置するということを決定いたしまして、11月以降分科会でヒアリング等を行いつつ、この取りまとめ（案）を作成しているという経緯が記載しております。

1ページめくっていただきまして、2ページ目お願ひいたします。

「（2）検討の基本的な視点」でございます。

情報教育ですか、各種啓発活動の取組というのが、ヒアリングを通してあるということが分かってきたことを踏まえまして、この取りまとめにおきましては、消費者教育として特に取り上げるべき内容に焦点を当てて整理をして、国への提言をしているということが記載しております。

それから（2）の基本的な視点のところでは、デジタル社会形成基本法ですか、デジ

タル社会の実現に向けた改革の基本方針につきまして触れさせていただいておりまして、従来からの消費者教育が目指してきておりました観点である、被害に遭わない、それから消費者市民社会への参画、SDGsへ通じるといったことを触れた上で、生活をより豊かにするために消費者教育としても、デジタル技術の積極的な活用を促していく視点というものが重要であるということが、記載されております。

続きまして、3ページ目をお願いいたします。

大きな2つ目の「第2. デジタル化の現状と消費者の影響」のところでございます。

「(1) 社会のデジタル化の現状」といたしましては、デジタル化の特質ですとか、社会のデジタル化が加速しているといったようなことが記載をされております。

4ページ目を御覧ください。

「(2) デジタル関連の消費生活相談と消費者のせい弱性」のところでございます。

デジタル関連のトラブルについて触れるとともに、トラブルの背景といたしまして、デジタルの特性によって消費者のほうが脆弱になってしまう場面が増加をするとか、消費者の権利あるいは責任といったことが重要であるといったようなことが記載されております。

5ページを御覧ください。

「(3) デジタルが消費生活にもたらすメリット」の部分でございます。

デジタル化に伴いまして選択肢が広がるとか、情報収集がしやすくなっています、豊かな生活につながること、あるいは賢くデジタルを活用するといったことが重要であるということが記載されております。

続きまして、5ページの「第3. デジタル化に対応して消費者が身に付けることが望ましい内容」の部分でございます。

基本方針などを基に、次のページの冒頭の「① 情報と技術の活用能力・仕組みやリスクの理解」といったところから、7ページ目の「⑤ 知的財産保護」まで身につけることが望ましい内容というのを、まず、記載されております。

その上で、8ページ目の第4デジタル化に対応した消費者教育でございますけれども、デジタル化に対応した消費者教育として、まず、全世代的に身につけることが望ましい事項といたしまして、9ページ目の冒頭の「① デジタルサービスの仕組みやリスクの理解」といったところ、それから、11ページ目の冒頭の「② 批判的思考力に基づく的確な判断」。

それから、11ページ目の真ん中辺りの「③ デジタル技術を活用した情報の収集・発信」といったところが、記載されております。

続きまして、11ページ目の「(2) ライフステージに応じて重点化すべき内容」でございますけれども、具体的には、12ページから「① 幼児期・小学生期・中学生期」、それから「② 高校生期・成人期(特に若者)」「③ 成人期(特に高齢者)」といった形で、ライフステージに応じて、特に重点化すべき内容が記載されているところでございます。

その上で「(3) デジタル化を踏まえた消費者教育の場や情報発信手法」のところでございますけれども、デジタル技術を導入した教育の場の活用ですとか、伝えたい対象と伝

えたい内容に応じた媒体を的確に選択していく必要性といったようなことが記載されております。

13ページの「第5. 各主体における取組」につきましては、これまで分科会でヒアリングを実施したことを受けまして「（1）国・地方公共団体」の取組。それから14ページ目の「（2）事業者・事業者団体」「（3）消費者団体等」の取組を記載されておりまして、15ページの「（4）各取組の連携の方向性」といったところで、地方公共団体がコーディネート機能を果たして、連携してデジタル化に対応した消費者教育の充実を図っていくことを支援していくといった方向性が記載されております。

16ページの「第6. 国における今後の課題」ですけれども、まず、冒頭のところで、デジタル化に対応しました消費者教育の取組というのは、既に様々な取組によって実施されておりますけれども、広がりが限定的で担い手の支援が必要であるといったこと、あるいはデジタル化に取り残されるおそれがある層への支援の必要性、デジタル化を踏まえた情報提供の必要性といったところが、課題として分かってきたということを加えてデータ化に対応した消費者教育を、デジタル技術も活用しながら推進すべきだといって（1）から（4）までの課題というのが、具体的に、その後、触れられている形になっております。

まず、16ページ目の「（1）各主体による消費者教育の取組の把握と連携」の部分でございますけれども、様々な主体による消費者教育を把握して連携を促していくために、消費者教育ポータルサイトにおきまして、団体データバンクとして情報を集約して、提供していくといったことですか、あるいは、消費者教育コーディネーター会議等の場を活用した取組主体間の連携促進といったことが記載されております。

17ページ目の「（2）担い手への支援・育成」の部分では、社会のデジタル化に対応した消費者教育の実践に向けまして、担い手を支援・育成していく必要性に触れた上で、教材の開発、最新のトラブル事例の提供、オンラインを活用した消費者教育の推進について記載されているところでございます。

18ページ目の「（3）デジタル化に誰一人取り残されないための支援」でございますけれども、デジタルが生活基盤となってきて、生活をより豊かにすることにつながってまいりという中で、誰一人取り残されないための支援といった形で、消費者教育を担うサポーターの育成ですか、教材の開発といったことが記載されるとともに、児童・生徒、高齢層以外の層における消費者教育の機会が少ないということから、そういった分野での啓発の必要性ですか、消費者教育の充実といったことについても、記載がされているところでございます。

「（4）デジタルメディアを活用した効果的な情報提供」につきましては、デジタルメディアを活用して、例えですけれども、SNSとか動画を活用して、情報提供をしていくといったことについて記載をされているところでございます。

19ページに、最後として、スピード感を持った対応をしていくといったことの必要性ですか、ポータルサイトの改修への期待、それから継続的なデジタル化に対応した消費者

教育の必要性といったことにも記載されており、デジタル庁関連の法案が成立、施行した際には、デジタル庁との連携を強化していくべきといったようなことも記載されているところでございます。

次のページの別紙1につきましては、分科会でも一度資料として出ておったかと思いますけれども、サービス分野別のトラブル事例と注意すべき事項といったことを整理した表でございます。

また、最後のページの別紙2につきましては、本分科会でヒアリングをさせていただいた消費者教育に関する取組を整理させていただいたものでございます。

資料1は以上でございまして、資料2につきましては、先ほど御説明いたしました、この分科会の取りまとめ（案）につきまして、概要といった形で2ページの資料に整理をしたものでございますので、説明は省略をさせていただきます。

事務局からの説明は、以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

○坂倉座長 吉村課長、ありがとうございました。

全体の構成として大きく3つのポイントとなると思います。

1つ目は、消費者が身につけるべき内容、そして、その中で消費者教育として行うべきこと、第3、第4のところです。

2つ目として、各自治体における取組、第5のところで、ここはヒアリングの結果なども反映しています。

それから、3番目が国における今後の課題、第6のところ。

ということで、大きな3つのポイントがあつて、そのベースとして、これまでの経緯とか背景が、第1、第2に書かれている。こういう構成になっていると思います。

既に事前にメールで委員の先生方から御意見をいただいたものについては、できる限り反映はさせていただいておりますし、以前、議論があった消費者教育の中の位置づけ、特にデジタル教育の特性とか、一方で、消費者市民社会の寄与とか、豊かな生活へのプラスになる面というのも強調させていただいていますし、最後の国における今後の課題については、できるだけ具体的に書かせていただいたつもりでございます。

では、ただいまの取りまとめについて、先生方から御意見をいただきたいと思います。

量が多いので、半分に分けて行いたいと思います。

まず前半、といっても、第3と第4は、結構関連が強いので、まず第1から第4の部分、13ページの真ん中辺りまで、まず、ここの部分で1回議論し、あとは後半、第5、第6、それから別紙、概要などについて。また、議論を進め、最後に全体としての御意見なども頂戴したいと思います。

では、まずは、前半部分、第1から第4、1ページから13ページの真ん中辺りまでですね。ここにつきまして、先ほどの取りまとめ（案）について、御意見があれば、先生方から頂戴したいと思います。

ウェブで参加の先生方は、御意見あれば、手を挙げていただくなり、あるいは声を発するなりして御意見をいただければと思います。

では、先生方、いかがでしょうか。

東先生が先に手が挙がりましたので、東先生、お願ひいたします。

○東委員 ありがとうございます。

いろいろと意見を提出させていただきましたけれども、丁寧に反映していただきまして、お礼を申し上げたいと思います。

また、全体的に、すごく整理がてきて、バランスのいい構成になったなと思っております。

少し細部について、今、座長が指定くださった範囲で、2点ほど意見というか、気がついたことを申し上げたいと思います。

1点目は、4ページ、5ページのところに関わる部分なのですけれども、ここは3ページから始まった「第2. デジタル化の現状と消費者への影響」というところで、その中の構成が、(1)が、社会のデジタル化の現状、(2)が、デジタル関連の消費生活相談と消費者の脆弱性、(3)が、デジタルが消費生活にもたらすメリットという構成になっております。

(3)の部分は、後から多分掲載してくださった部分だと思うのですけれども、(2)と(3)の順番は逆のほうがいいのではないかと、今、ふと思いました。

現状が来て、通常、メリットが来て、いろんな課題が来て、後半の消費者は何を身につけたらいいのだと言ったほうがいいのではないかということを思いました。

これが、1つ目のものでございます。

2点目は、これは、私は、資料を添付させていただいたときに、ちょっと書かせていただいたのですが、12ページのところから、ライフステージに応じて、重点化すべき内容というのがあって、12ページの①幼児期・小学生期・中学生期、②高校生期・成人期（特に若者）、③成人期（特に高齢者）という形でライフステージごとに重点化すべき内容が並べられております。

ここで、①、②、③に出てくる各ライフステージは、消費者教育の体系イメージマップに沿っていて、大変分かりやすいのですが、そういう意味でいいますと、成人期（一般）というところが抜けているということです。成人期（一般）は、その前に出ていろいろなことを全部一般の中でやればいいということであるのかもしれませんか、例えば、成人期の一般といいましても、いろんな市民活動をしている方は、やる機会があると思うのですが、主に御家庭にいらっしゃる方々、また、企業とかにお勤めの方などにおいて、何か課題とか重点化すべき内容があるのではないかと思いました。

私も、そこを追記してはどうかという意見でございます。

以上でございます。

○坂倉座長 東先生、ありがとうございます。

2つ御指摘いただきまして、1点は、4ページから5ページのところで、（2）の消費者の脆弱性のところと、（3）のメリット、この順番を逆にしたらどうかということです。

もう一点は、12ページ目のところです。成人期（特に高齢者）とありますけれども、その前に、成人期（一般）を加えたらどうだという御意見でございました。

1点目の御指摘の（2）と（3）の順番ですね。（3）のメリットをここに加えたらどうだと言ったのは私なのですが、確かに、東先生の御指摘を踏まえると、順番が逆のほうが一般的でいいかなという気もしますが、ここについては、ほかの先生方、いかがでしょうか。

では、中村先生、お願ひします。

○中村委員 中村です。

私も座長と東先生がおっしゃるように、メリット、デメリットという順で流したほうが分かりやすいと思います。

あと、それと関連して私の意見も述べてしまうと、（3）のメリットのところで、デジタル化にはメリットがあって、それをこれからは使っていくことになるだろうということは、私も意見として以前に述べたのですけれども、デジタル化には、すごくメリットがあって、選択肢を広げるから賢く活用することと書いてあるのですけれども、後でデメリットは出てくるとはいえ、デジタル化を進めるメリットばかりではないので、やはり、消費者としてもメリットもあるし、デメリットもあるということをよく踏まえた上で、バランスをとっていくのだというような、全体としては、総論としてはそういう指摘になるのではないかなと思います。

消費者取引において、デジタル化がなじまない分野がありますので、そういった点についても、ちょっとと思いをはせるような表現にしたらどうかと思います。

○坂倉座長 ありがとうございます。

永沢委員、お願ひいたします。

○永沢委員 ありがとうございます。

私も皆様の御意見に賛成です。3のところのメリットの部分、前にもっていくということなのですが、今、1で現状を述べていますので、デジタル化がもたらす消費者への影響ということで、メリット、デメリットと1つにまとめてしまって、その上で、消費生活相談の話に具体的に持っていたほうがいいのではないかと思います。メリットという言葉が、一人歩きすることが気になりますのと、メリットを強調することに否定的ではないのですけれども、注意喚起すべきことも併せて述べておいた方がいいと思いまして、提案でございます。

○坂倉座長 ありがとうございます。

今の点、ウェブで御参加の原委員、お願ひします。

○原委員 ありがとうございます。

いろいろ意見を申し上げたのを反映させていただいて、ありがとうございます。

なお、2か所お願ひしたいのですが、9ページ目に、インターネット上の取引における契約という項目があるのですけれども、こここの3行目からの数行なのですが、インターネット取引における契約は、到達した時点で成立するというのは、これは、法律上そうなのですけれども、その後に書いてある、焦らされたりして、つい購入のクリックをしても、申込みをしただけで契約はまだ成立していない、これもそのとおりで、取消しが可能であること、これもそのとおりではあるのですけれども、実際には、瞬時にネットでやっているわけだから、契約は成立しているので、冷静に対応できる場合があると、とても長々と紹介していて、誤解を与えないかなというのがちょっと気になりました。

それから、こここの項目では、最後に、そこに参加する売主との取引と書いてあるのですが、そこに参加するする売主と買主との取引であると書いたほうが間違いないような気がします。

もう一か所なのですか、先ほどもお話に出ていた、12ページの年代ごとに分けた記述なのですけれども、これを年代に分けるというところは賛成なのですが、ちょっと言葉というのでしょうか、足りない点を補っていただければと思いますが、①では幼児期の話が入っていて、最後には家庭内でのルールづくりをするというのがありますけれども、ここは、家庭内で話し合ってというふうな、全体的にすごくチェックしようとか、保護者の管理が必要だという、すごい強めなのですけれども、ここは、家庭内でのルールづくりをする前に、家庭内でよく話し合ってルールづくりをするとかというような言葉にしていただければと思います。

それから、②の高校生・成人期、若者なのですけれども、ここに書いてあるのは、クレジット決済などの支出管理の話だけなのですけれども、実際には、成年年齢引き下げで、契約トラブルが増えるということを懸念しているわけなので、契約トラブルのことも加筆していただきたいと思います。

それから、③の成人期なのですが、特に高齢者の部分で、2行目に危ないのでという表現があるのですが、これのほかにも、もう一か所ぐらいあったように思うのですけれども、危ないのでという表現があって、ちょっと抵抗があって、分からぬから不安だというのと、高齢者の印象ではないかと思うので、分からぬから不安で、それが結果として危ないと思ってしまっているということになるのかもしれませんけれども、何か危ないわけではないので、不安とか、分からぬとかというような言葉をちょっと足してもらえるといいのかなと思っております。

細かいところですけれども、以上です。

よろしくお願ひします。

○坂倉座長 原委員、ありがとうございました。

たくさん御意見をいただいていますが、最初に東委員から御意見がありました、4ページ、5ページ目のところの（2）（3）の順番ですね。ここは、入れ替えるということと、それから、永沢委員からメリットとデメリットと一緒にしたほうがいいのではないかと、

そして、消費生活相談を別に設けるほうがいいのではないかという御意見がありましたが、まず、逆にするという答えについては、よろしいですか。

ウェブの方、よろしいでしょうか。

○原委員 はい、大変失礼しました。先走って発言しました。この件は賛成です。

○坂倉座長 いえいえ、とんでもございません、ありがとうございます。

あと、メリットだけにするのか、メリットとデメリットを一緒にするかということについては、いかがでしょうか。

○原委員 賛成です。

○坂倉座長 デメリットと一緒にすることですね。

ほかの先生方は、いかがでしょうか。

中村委員、お願ひいたします。

○中村委員 基本的には、必要な事項が書いてあれば、項目を分けようが、一緒にしようがいいとは思うのですけれども、恐らく、この書き方で、この会議で疑問の声が出ているのは、メリットだけをぼんと置いてしまうと、すごくいい話だから、そこで1つ完結してしまうような気がするということかなとも思います。

ですので、総論として、先ほども申し上げたように、デジタル化というのは、便利な反面、非常にバランスをうまく取っていかないと難しいものがあるところなのだというのを指摘をした上で、危ないところとか、気をつけるところと流していくというのがよいのではないか。メリットとデメリットと一緒にするとか、分けるとかということよりも、そういったところを置いたというほうが、適切なのかなと、私は思いました。

○坂倉座長 永沢委員、お願ひいたします。

○永沢委員 まさしく中村先生がおっしゃったとおりで、両面性があるというところを、留意すべきであると思うことでございます。1つだけが強調されることのないようにしたほうがいいという趣旨でございますので、書き方はともかく、メリットという言葉だけが出ていくことにためらいがあります。その点、皆さまと変わらないと思うのですが、いかがでしょうか。

○坂倉座長 ほかの先生方、その方向でいかがでしょうか。

坂本委員、お願ひいたします。

○坂本委員 メリットというのだけが、大項目で出ていると違和感があるかなという感じです。

あと1点、社会のデジタル化の現状ということで、ぱっと全部入っていると、小見出しが適宜ないと、ちょっと読みにくいかなというのもありますので、デジタル化の現状なのか、デジタル化、長所と短所と何か分からぬ、そういう見出しにして、小見出しとして、ここには留意点が書かれている、ここには利点が書かれているみたいな感じで、さらにレベルが下がった見出しがちょっと入ったほうが見やすいのかなと思います。

そんな感じでまとめてはどうかなというところです。

あと、もう一点、別のところを申し上げてよろしいですか。

○坂倉座長 どうぞ。

○坂本委員 先ほど東先生から、成人期の一般についても記載したほうがいいのではないかという御意見をいただいたと思います。

徳島でもデジタル教材を方向性のみならず、作っていこうということになったのですけれども、それで、使ってもらえるのかなみたいな話がちょっと出たのです。

一般の成人が一体何が必要なのかみたいなことを考えなければいけないと思ったわけですけれども、やはり成人一般としては、保護者として身につけるべきこと、学ぶべきこと、高校生期とか、幼児期、小学生期、中学性期の親として学んでおくべきことが成人としてはあるのではないかと 1 つ考えました。

また、消費者教育の担い手になっていただくというのが、この成人期の一般としてすごく大事なのではないか、担い手になることでより学習が深まるということはあると思うので、消費者の責任を果たすということについてですとか、もちろんトラブルを防ぐについてもですけれども、そういうことをどんどん普及していく消費者教育の担い手となつてもらうみたいなものを成人期一般として、特に重点化してできたらいいのではないかみたいなことを考えたのですけれども、今さらそういうことを言って、追加してもらっていいのかなと、ちょっと悩んだところではあります。

以上です。

○坂倉座長 ありがとうございます。

それでは、4 ページ、5 ページ目のメリット、デメリットのところは、皆さんの御意見も、大体大勢として、メリットとデメリットを一緒にして、それも（2）と（3）の順番を逆にするという方向で調整ということにさせていただきます。

また、小見出しの御意見もいただきましたので、そちらも検討させていただいてリバイスをしたいと思います。

それから、東先生の最初の御意見の 2 つ目の 12 ページ目のところ、①から③まで、ライフステージ順に分けていますけれども、成人期が③で、特に高齢者ということで、ここでいきなり絞られていますけれども、それとは別に、成人期（一般）も加えるかどうかということですね。

先ほど、坂本委員のお話も、この担い手になるということも入れるのであれば、成人期（一般）として、そこに加えるというのも 1 つの方法かと思いますが、ここのライフステージの分け方について、ほかの先生方、御意見いかがでしょうか。

中村委員、お願ひいたします。

○中村委員 ありがとうございます。中村です。

12 ページ目のライフステージのところなのですが、私がちょっと意見を持ったのが、一つ目は、①のところで、①のところは幼児期、小学生、中学生というかなり幅広い年代を 1 つにまとめていって、ちょっと読むと、特に幼児期においては、オンラインゲームでの

クレジット系カードを無断で使用した課金トラブルが多くなると、幼児もここにかかってきてしまっているのですけれども、小学生に入る前の子供でも、こういうトラブルがあるのかなというのが、ちょっとよく分からなくて、あまり聞かないような気がするので、こういう実態があるのであればいいのかなと思いましたが、この書きぶりでいいのかという点です。

それと、二つ目は、原委員からもお話があったように、家庭内でチェックとか、把握とかルールづくりとか、かなり厳しいハードな言葉が並んでるので、親と子でちゃんと話し合って協議していくとか、そういった話し合いをする中で親としても先ほど話が出た消費者教育の担い手になるのだというような趣旨が、ここでも入れられるのではないかと思った点です。

最後は、この①については、恐らく、趣旨としては、小学校の高学年ぐらいから中学校に上がるとオンラインゲームをやり始めて、カードを使ってしまう子も出てきてしまうということかなと思います。幼児については、実際は、そういったカードを使って、ゲームにどんどん課金してしまうというのは、親の許可がないと、なかなかないのではないかと思うのですが、さりとて、小学校高学年や中学校に上がったときに、急にルールづくりをしようと思っても、実際にうまくいかないので、そのルールづくりについては、幼児期からやるのだというような、ちょっと段階を分けた話をしないと分かりにくいのではないか。この3つを、幼児、小学、中学と並べて、同じようなキャラクターとして色分けせず扱ってしまうと、ちょっと温度差が見えてこないかなと、実情に合わないのかなと思いました。

12ページについては、以上です。

○坂倉座長 中村委員に確認ですが、今の①の部分は、1行目に、特に「幼児期から小中学生期においては」となるのを、例えば、ここは「小学生期から中学生期においては」などにして、最後のルールづくりのところは、幼児期からのというようなことを入れるとか、そういう御意見でしょうか。

○中村委員 この段階なので、あまり大きく文章を変更しないという形であれば、①の中に、今のような趣旨で上手に取り込んでいただいてもいいと思いますが、オンラインゲームでクレジットカードを使ってしまうというのをどんどんテーマとして置くのであれば、この幼児、小学、中学を一緒に並べてしまうと、それはちょっと実情と合うのかなと、ただ、幼児期でもそういう事例が結構あるのだということであれば、いいのかもしれないですがれども、ちょっとそこが疑問に思ったということです。

○坂倉座長 ありがとうございます。

では、続いて、永沢委員、お願ひいたします。

○永沢委員 ありがとうございます。

皆さまが違和感を持たれているのは、一般社会人の部分が抜けているということではないでしょうか。幼児まで対象にしてあって、全ての世代をカバーしているかのように見えながら、市場の1番の主役であり、また、人口的には一番大きな層が抜けているということ

が気になるのだと思います。必ずしもいい案ではないのですが、次善の策ということで、例えば、ここは、消費者トラブルの現状を踏まえて、特にこの3つの世代について取り上げるということであるならば、ここだけを取り出して書くことでもいいようにも思うのですが、いかがでしょう。また、私自身も、幼児期のトラブルのところはどうなのかなと私も思いました。幼児期を外してしまって、小学期からにして、一般の世代、成人のところをもう1つ加えるかなのかなと、こここの整理の仕方としてはお話を聞きながら思いました。

○坂倉座長 ありがとうございます。

ウェブで御参加の先生方、いかがでしょうか。

では、最初に手が挙がった坂本先生、まず、お願いいいたします。

○坂本委員 幼児期については、今年度、徳島県が5歳の幼児が祖母のスマホで高額課金をして遊んでいたというのがあって、既にこんな田舎でも、中学生、高校生のトラブルではなくて、小学校低学年、幼稚園のトラブルになってきたということが懸念されているのです。

ですので、すごくたくさんあるわけではないのですけれども、やはり幼児期でも、このトラブルは低年齢化しているので、幼児期から気をつけていく必要があるということは書いておく必要があるかなと思っています。

以上です。

○坂倉座長 ありがとうございます。

原先生、お願いいいたします。

○原委員 今、坂本先生がおっしゃられたので、十分です。私も今、ネット関連本を作成しているところで、ここにも5歳で課金という話があったので、ちょっと気になって、これは違うのではないか問い合わせたのですけれども、実際にあります。

○坂倉座長 ありがとうございます。

では、永沢委員、お願いいいたします。

○永沢委員 そうであるならば、幼児、中学生期においてという言葉を取り、数多く発生しているという言葉も取ってしまってはどうでしょうか。幼児期から発生しているという情報は私にとっては、そこまで進んでいるのかと驚かされる新しい情報でもありますので残していただくのは賛成ですが、幼児期で数多くという表現はやはり引っかかる方があると思いますので、その辺を少し修文されたらどうかなと思います。そのような事実があるならば、賛成いたします。

○坂倉座長 東先生、お願いします。

○東委員 すみません、今と全く同じことなのですけれども、幼児期のところに、やはり注記があったほうがいいかなと思いました。実際にこういうのがあるのだということが分かりますと、そういう時代なのだということもよく伝わるかなと思いました。

先ほどの一般を入れる、入れないの話なのですけれども、幼児期を入れるとすると、やはり一般を入れるという形にはなるのではないかと思うのですが。要は、この取りまとめ

として、ライフステージに応じたというのは、結構重要なのではないかと、私は思っています。そういう意味でも、やはり、ここはきちんと整えておいたほうがいいのではないかという意見を持っております。

ですので、報告書の取りまとめによって、大事ではないかということでございます。

以上です。

○坂倉座長 ありがとうございます。

俣倉先生、お願いします。

○俣倉委員 よろしくお願いします。

私も委員の皆さんのお意見と共感するところが多かったです。

原委員のおっしゃった高校生期と成人期のところに、今後の成年年齢引下げについて、契約トラブルという言葉をきちんと明記した形でお出しeidaitahouがいいかなと思いました。

また、東委員のおっしゃっていた、イメージマップに沿った形で出されたほうが、多分、読み手としてもイメージマップと関連付けて読み込むことができるので、いいと思いました。

もう一点ですが、ライフステージとして重点化すべき内容に①、②、③とありますけれども、特に①、②の幼児期から高校生期には保護者への啓発に繋がる注意喚起の視点を入れたほうがいいのかなと思います。

①、②のところに入れるか、坂本委員からも出ましたけれどもしくは成人一般のところで、保護者の視点として入れるというのが大事かなと思います。

やはり、高校であっても、今、高校2年生の保護者の方にそういった形で、成年年齢引下げに向けての注意喚起も始まっているところでございますので、やはり、保護者の視点ということが入ったほうがいいのかなということでございます。

以上です。

○坂倉座長 ありがとうございます。

それでは、俣倉委員がまとめていただきましたが、全体の方向として、できるだけイメージマップに合ったステージの書き方にしようということで、幼児期は残すと、それから成人期の一般は入れるということで、少し修正をしたいと思います。

また、今、俣倉委員からもお話をありました、親御さんの役割ですね、これも坂本先生からも御指摘がありましたが、その部分も加えるということにさせていただくということで進めますので、御了解いただきたいと思います。

では、中村委員、お願いします。

○中村委員 中村です。ありがとうございます。

今回の取りまとめは、先ほど、座長からもお話をあったように、基本方針から踏まえて、抽出したものが第3というところで書いてあって、それを消費者教育に改めて置き換えたものが第4となっていると思うのですけれども、読んでいるときに、第3が結論なのかな

と思って読んでいたら、第4でもう一回結論が出てくるように読めなくもないなと思って、そういう意見を申し上げました。つまり、私が気になったのは、第3と第4の関係が少し希薄かなということです。

例えば、8ページですけれども、第4の（1）消費者教育として重点化すべき内容として、デジタル化に対応した消費者教育として重点化すべき内容として、具体的に、以下3つに整理できると書いてあるのですけれども、これは、どこから、この3つがもってこられて、このように整理されたのかという説明が、どこかにあるのかなと疑問に思いました。その辺りが、多分、第3と第4のつながりというか、第4がどうしてこのように整理されたのかというところの説明としてあったほうが、読んでいるほうとしては分かるのかなと思いました。

○坂倉座長 ありがとうございます。

今の御指摘は、第3と第4の関係をもう少しここで明確化したほうがいいのではないかということですね。それは、明確にする場所としては、8ページの第4の（1）の最初の2行、この辺りで少し明確化したほうがいいのではないかと、そういう御意見ということで、中村委員、よろしいでしょうか。

○中村委員 基本的にそれで、例えば、（1）（2）（3）が第4にはあるので、そういう意味では、（1）の前でもいいのかもしれませんし、第3で基本方針を、例えば、①から⑤まで引いているわけですけれども、これを引いて、第4も①から⑤となっているのだったら分かるのですけれども、必ずしもそうではなくて、また新たな分類がされているので、そこについての説明とか、つなぎがきちんとあると、第3と第4の関係、つまりなぜ第3を置いたのかという意味もよく分かるだろうと思います。第4だけを見たとき、第4が、なぜこういう形で分類されていたのかという思考過程について第3が説明の箇所にもなっていないし、なっていないとするならば、第4のところできちんと書くべきものなのかなと思いました。

やはり、消費者教育をやる人が何をやるのかと見たときに、第4が理論的には、総論部分になってくると思うので、ここを見たときに、なぜこういうふうになったのかという説明があったほうが、私は腑に落ちて、皆さん、使ってくれるのではないかなと思いました。大切なところかなと思っています。

以上です。

○坂倉座長 ありがとうございます。

永沢委員、お願いいいたします。

○永沢委員

私も、途中でも申し上げましたが、第3の位置づけがよく分からなかったというのが率直な感想です。私は、今回の報告書の肝は、第4の、この3つだと思っているのですけれども、私たちが、この分科会でこの3つを抽出したというような強い認識はなかったので、もう一つ別の分科会での議論を踏まえて、こちらに導き出刺してきたのかなと思いなが

ら素案を読ませていただき、そのような質問も途中で投げたつもりでおりました。あちらの会議体でも、このデジタル化の話をされていますので、その報告書を受けたものということであるならば、この3つが腑に落ちると思うのですけれども、中村先生がご指摘のように、第3から第4へのつながり、関連性の記述が不足しているということには同感です。その関連性について、消費者庁の中で別の議論があるなりしたということであるならば、この3つで、全然問題なしとは思っているのですけれども、関連性が見えないので、打ち出しが、少し弱いかなと思います。

言いたいことが伝わっているかどうか分からぬのですけれども、以上です。

○坂倉座長 ありがとうございます。

今、御指摘のあった第4のところの3つ、これがほかの検討会との絡みがあるのかという御質問ですが、こちらについては、事務局のほうはいかがでしょうか。

○事務局 事務局の認識といたしましては、永沢委員がおっしゃったとおり、ほかの検討会ということで、デジタル化の関係の検討会というのは、過去にされておったというのは、その結論というのも生かしつつ、この分科会では議論をしていただいていると思っておりますけれども、この第4のところで（1）（2）（3）というところにまとめた経緯といたしましては、この分科会の議論の中で、第3に掲げておりますような内容につきまして、消費者として、まず、身につけておいたほうが望ましい内容というはあるだろうということで、一度、こちらのほうで整理をお出しした際に、ほかの部分でやっているところもあるだろうということで、消費者教育として、特に重点化すべきといったところは、もっと絞って打ち出していったほうがいいのではないかという御指摘を踏まえまして、ほかの教育のところで、あまり重点が置かれていないようなところを中心に、消費者教育として重点化して対応していったほうがいい内容という形で、この3つに、今、整理をさせていただいているということでございます。

○坂倉座長 永沢委員、お願いします。

○永沢委員

そうであるならば、第3と第4を合わせるとちょっと長過ぎるようにも思いますけれども、合体してはどうでしょうか。我々としては、第4のところの3つを中心に据えたい、この後、推進していくべきということを申し上げたいという結論になっていると思います。第3は、身につけることが望ましく、重点的に行うべきこと、その具体的な内容が第4になるということで、そのところの説明や、第3と第4との関係を、第4の冒頭のところに何か言葉を入れていただきくなりして繋げていただければと思います。

そういう意味では、同じフォントで同じように書いてしまいますと、こうなってしまうとは思うのですが、第3よりも第4のほうが重要性が高く、身につけるべき具体的な内容であり、重点的に行うものであるというところが、もっと強調されるといいのではないかと思います。

すみません、皆さまは、どういうご意見でしょうか。

○坂倉座長 では、中村委員、お願いします。

○中村委員 今のところなのですけれども、資料2を見ていただくとよく分かると思うのですけれども、資料2を見ると、検討の基本的視点というものの次に、デジタル化に対応した消費者教育ということで、いわゆる第1、第2の次は第4の説明に入っていて、その後、第5、第6と流れていって、第3については、あまりポンチ絵でも出てこないのですね。

ですから、ワンランク下がるというと語弊がありますけれども、第4を導くための前提としての第3ということになっています。しかし、この文章をずっと読んでいくと、第3が結論かなと思ったら、そうでもなくて、また、次に結論が出てくるみたいな形になっていて、よく読めば、分かるだろうと言われれば、そうなのですけれども、最低限、第4につながるところなり、第4の説明として、なぜ、これが出てきたのかというのを書いておかないと、第3がなぜ書いてあるのかが、よく分からなくて、実際、ポンチ絵でも第3は出ていないように、必ずしも説明に必要がないというところになっているので、その辺りの工夫は必要かなと思います。

○坂倉座長 ありがとうございます。

もともと、最初の案では、第3と第4が一緒になっていたのですが、それですとあまりにも長いので、こういった形にしたのですが、今、中村委員、永沢委員からも御指摘がありましたが、確かに少し唐突感というか、切り離されてしまっている感は否めないので、第4の冒頭に、第3のつながりを、関係を強調するような形で加えるということで、修正させていただくことによろしいでしょうか。

今の点の関連ですか。

○永沢委員 はい。

○坂倉座長 では、永沢委員、お願いします。

○永沢委員 第3のタイトルを少し工夫されたらどうでしょうか。望ましい内容と書かれるところが結論なのだと思ってまず読んでしまいます。第4のほうが、私たちが特に力を入れて伝えたい内容が記載されていますので、デジタル化に対応した消費者教育というタイトルが、第3に比べて少し弱い感じがするので、工夫をしていただきますと、読み手の印象も変わってくるのではないかと思います。趣旨は理解いたしました。

○坂倉座長 ありがとうございます。

中村委員、お願いします。

○中村委員 今、座長の御指摘があった点について、1点だけ短く意見しますと、座長がおっしゃるとおり、第4のところで、第3とのつながりを書くということも、もちろんいいことなのですけれども、最も大切なのは、第4で、なぜこういう分類にしたのかということを直接書くことであって、そのための説明材料として、第3との関係を書くことも必要だろうというのが、私の意見の趣旨です。

以上です。

○坂倉座長 ありがとうございます。了解いたしました。

では、今の点は、その方向で進めさせていただきます。

それから、少し前になってしまい、申し訳ないのですが、原委員から幾つか文言についての御指摘がございました。9ページ目のところで、前半をもう少しシンプルにしたほうがいいのではないかということと、売主と買主というところ。

12ページ目のところでは、家庭内でルールづくり、よく話し合ってということ。

あるいは、契約トラブル、これは保倉委員からの御指摘もございました。

あと、危ないのでというところは、もう少し不安とか、不慣れと、そういった表現も入れていくということ。

どれも大変ごもっともかなとうなずける御指摘でございますので、こちらについても、この方向で修正をさせていただければと思います。

大分お時間も経ちましたので、前半については、ひとまず、ここで終了ということで、後ほど、また、全体のお時間を取りますので、次に後半のほうに進めさせていただきたいと思います。

では、後半です。13ページ目以降、第5の各主体における取組以降、第5、第6、さらには別紙、あるいは概要のところ、これについて御意見があれば、委員の先生方、お願ひいたします。

前半に比べて、打って静かになってしましましたが、いかがでしょうか。

坂本先生、お願ひいたします。

○坂本委員 こここの各主体における取組なのですけれども、各主体において、このように取り組むといいよという提言が書いてあるのかなと思いながら、読んでしまうと、現状をヒアリングしてまとめているところなのかなというところが、何となく違和感を覚えたので、見出しえどうかね、各主体による取組の現状となっていたら、何かいいのかなと思ったり、でも、ここは現状をまとめて、最後には少し課題というのも、今後の課題、提言もまとめられているというところでしょうかね。

現状なのか、これからのことなのかというのを明示するという形になっていたらいいかなと感じます。

以上です。

○坂倉座長 ありがとうございました。

確かに、坂本先生がおっしゃるとおり、ここはヒアリングの結果をまとめているところもありまして、課題については第6に書いておりますので、確かに、ここは、表題も含め、分かりやすく書いたほうが誤解を与えないかもしれませんね。

ありがとうございます。

原先生、お願ひします。

○原委員 坂本先生と同意見で、私もそこの話をしようと思っておりまして、現状でつけ

ればいいのか、それともヒアリングでつければいいのかというような感じがして、タイトルと中身がそぐわないという印象がありましたので、御検討をお願いします。

それから、14ページのところで、地方公共団体の取組というか、ヒアリングした内容が書かれているのですけれども、中を読むと、必ずしも地方公共団体が一生懸命やっている、実際に一生懸命やっていることというのが入っていません。豊中市をヒアリングして短い時間ではありましたけれども、地方公共団体がやっているオーソドックスな方法だったと思っておりまして、普通、地方公共団体のやっていらっしゃる取組も少し加えられたらいいと思いました。

あとは、最後のほうは、どういったらいいかよく分からないのですが、頑張ってほしいというしかないのですけれども、ポータルサイトの話が何回も出てきて、消費者庁として頑張りますという感じがあるのですけれども、このポータルサイトは、実際、ここの記述の話ではないのですけれども、改善しますと言われて、もう数年経っているような気がするのですけれども、いつ改善される見込みがあるのかと、これは質問なのですけれども、お聞きしたいと思います。

○坂倉座長 原委員、ありがとうございます。

3つの御意見、質問をいただきましたが、1点目は、第5のタイトルのところですね。坂本先生の御意見と同じになりますが、確かにおっしゃるとおり、タイトルの工夫が必要かなという気もしますので、ここは検討します。

それから、14ページ目、地方公共団体で、確かに、最後が散発的で事例も多くないとなっており、もう少し一生懸命やっているところ、豊中市のような事例も加えてということでございますね。ありがとうございます。

3番目に、ポータルサイト、数年前からリニューアルというか、改善をするという話があったが、その後、どうなっていますかという御意見でしたが、3点目については、事務局のほうからお答えいただいてよろしいでしょうか。

○事務局 原委員から御質問がございました、ポータルサイトの件でございますけれども、おっしゃるとおり、消費者教育推進会議の場などでも、ポータルサイトの見直しの必要性については、御指摘をいただいているところでございまして、これにつきましては、別途、有識者の方にも御意見を伺いながら議論をしていたところなのですけれども、来年度の予算で、ポータルサイトを改修するための予算というのをつけていただいておりまして、来年度いっぱいかけて、ポータルサイトの見直しというのを実際に取り組もうと思っておりますので、この分科会で、今、御議論をいただいている内容も取り込むような形で、来年度のポータルサイトの改修については望みたいと思っているところでございます。

○坂倉座長 ありがとうございます。

原委員、先ほどの御質問の御返答でございましたが、いかがでしょうか、よろしいですか。

○原委員 ポータルサイトは、ようやく今、予算を取って、ちょっと驚きましたけれども、

ぜひ着手してほしいと思います。

以上です。

○坂倉座長 ありがとうございます。

では、来年度期待ということですね。

ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。

東委員、お願ひいたします。

○東委員 失礼いたします。

すでに出て御意見と重なっている部分について、申し上げます。5の各主体における取組のところで、ヒアリングによる事例のところ、ここはやはり通して読んでいくと、とても違和感があるといいますか。第4のところの、デジタル化に対応した消費者教育というところでは、ある程度、課題といいますか、一旦まとめられているのです。ですけれども、また、現状に戻るみたいな、そこも少し違和感がある。

私たちは、実際に、一方で、ヒアリングを聞きつつ、消費者教育では何が必要かというのと並行してやってきたのですけれども。ここに整理するとなると、やはりこのヒアリングの事例を前にもってくると、難しいのかなという気がしております。ですので、ここで、ということだと思うのです。

特に第6につなげるという意味では、先生方、今、既に御意見が出たように、前後のつながりやら、そのまとめに向けて、ヒアリングの内容など、これを最後のまとめに使われていくというような、そういうものを出していただけるといいのかなと思いました。

同じく、先ほど、原委員が御意見を出されました。やはり消費者教育ポータルサイトは、今、どうなっているのということを、私も実は伺おうかなと思っていたところでございます。ぜひ、本当に長く、これについては懸案事項になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それ以外のところで、1つ、言葉の使い方の瑣末なところだけでございます。

15ページの「取組の例示」、これは、「方向性」ではないかと思いました。

本文中も、一番上の行、「地方公共団体と事業者、消費者団体等が連携した取組」と、この連携というのは、主体の連携ではないかと思いますので、この表記のところが1点でございます。

もう一点は、18ページの(3)の、これは私の好みによることかもしれません、「デジタル化を誰一人取り残さないための支援」というのは、何となく言葉としてどうかと。これは、「誰一人取り残さないデジタル化のための支援」という表現ではいけないのかなということをちょっと思つたりもしましたが、自信がございませんので、御検討いただけたらと思います。

以上でございます。

○坂倉座長 東先生、ありがとうございます。

4つ御意見をいただきましたが、第5については、ほかの先生方もおっしゃっていまし

たが、やはり位置づけが、ここはヒアリングであって、ダイレクトにつなげるのだという位置づけをもう少し、テーマも含めて明確化するということかと思います。

あと、②のポータルサイトへの期待というのは、皆さん共通ですね。

③のところで、東先生、申し訳ございません。ちょっと私の回線の調子が悪くて、よく聞き取れないところがあったのですが、15ページ目の（4）の各取組の連携の方向性をどのようにされたらいいとおっしゃったのか、もう一回お話をいただいてもよろしいですか。

○東委員 各主体の連携の方向性ではないかということでございます。取組が連携するという、主体が連携したということではないかということでございます。

○坂倉座長 ありがとうございます。

全くおっしゃるとおりかと思います。取組を主体に変更するということですね。

4番目が、18ページ目のところの（3）の表題がデジタル化に誰一人取り残さないための支援を、このデジタル化を後ろのほうにもってきて、誰一人取り残さないデジタル化のための支援ということの御意見だったかと思いますが、ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがでしょうか。

永沢委員、お願いします。

○永沢委員 私もほかの先生方のご指摘と重なるのですけれども、各主体の取組の現状というタイトルは修正されるのだろうと思います。また、私ども協会はヒアリングをしていただいた対象であり、丁寧に書いていただきてありがたいのですけれども、ヒアリングは表にもまとめていただいておりますし、簡略にして、ここでは、何が課題として認識されたのかということだけでもいいのではないかと思いました。

また、ヒアリングをした数が、それほど多くないのと、特に地方公共団体のところの書きぶりが、かなり私としても気になりました。地方公共団体は、結構頑張っておられますので、ここは違和感があります。

繰り返しますが、課題だけをまとめていただくほうがいいように思いますし、報告書は、読み手の立場を考えますと、本当に必要なところをエッセンスとして記載されている方がありますが、あります。そのために全体に短くするということを考えますと、ヒアリングされた側としては残念に思うとは思いますが、表も添付されますので、この辺、もう少し圧縮されてはどうかと思いました。

それから、細かいことなのですけれども、既に、ほかの先生から出ておりますけれども、デジタルは生活基盤という表現となどの表現が気になりました。色々と新しい表現が出ておりますが、いろいろなときに言葉の選択に悩んでおりまして、一つ一つ、皆様に違和感がないかを聞かれてとはどうかとも思っています。

それから、坂本先生が東先生が仰っていた、18ページの（3）のタイトルについても、言葉が1つ足りないのかなとも思いますし、先生が御提案されたようにされるのがいいのではないかと私も思いました。

以上です。

○坂倉座長 ありがとうございます。

4つ御意見をいただきて、第5のところは、もう少し簡潔にということですね。確かに、別表で細かく書いているので、もう少し簡潔でもいいのかもしれませんね。

あと、2つ目に第5のところの、地方公共団体の書き方をもう少し、一生懸命やっているところもあるということで、これは、先ほどの原委員の御意見と同じかと思います。

あとは、デジタル化の言葉の使い方ですね。18ページ目の（3）のタイトルは、デジタル化を後にもってきたほうがいいのではないかと、これは東先生と同意見ということですね。

ありがとうございます。

ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。

原委員、お願いいいたします。

○原委員 うまく伝えられるか分からないのですが、17ページに、担い手への支援育成という話があって、これは非常に大事だと思っているのですけれども、最初の行に、大変大事だという話があります。

中身を読んでいくと、教材の話、それから消費者教育ポータルサイトの話がすごく大きく行数を占めていて、最後の4行のところで、なお、担い手をどう育成していくのかは大きな課題であり、引き続き検討していくとなっているのです。

それで、私は、引き続き検討はしてほしいのですけれども、その前に、何かやることはあると思っていて、その前に、オンライン講座の研修講座とか、そういうことを書いてあって、これはすぐやってほしい。

その上で、引き続き、検討していくという文章にしていただきたいということです。

それで、ここの担い手育成のところが、教材とかポータルサイトだけではなくて、もう少しきちんとした仕組みを考えていかないといけないのではないかと思っていて、最終的には、一般消費者のレベルアップということになるのだと思うのですけれども、そのためには、地域の消費生活センターの講座とか、情報発信が有益なものになる必要があって、そこをやってくれる担い手をどう育成するのかというのは、とても大変、大きな課題となっていると思っていて、単純に、研修講座だけやればいいというようなことではなくて、もう少し仕組みをきちんと考えてほしいと思って、そのことは、きちんと明記しておいてほしいし、その面で、さらに引き続き検討していくのだとしていただきたいと思います。

文章的に、どういう文章を置けばいいのか、すぐには出できませんけれども、読んだときの印象として、そのように思いました。

以上です。

○坂倉座長 ありがとうございます。

17ページ目の（2）の担い手のところですね。どちらかというと、教材とか、ポータルサイトとか、育成よりは支援のところが中心に書かれていますけれども、もう少し育成のところの文言を厚く、仕組み自体を考えるとか、そういった文言をもっと充実させたほう

がいいのではないかという御意見だと思います。

確かに、こここの部分は、非常に難しいところで、このテーマだけでも分科会ができるのではないかというくらいだと思いますので、根本的な仕組みを考えていかないと、支援のツールだけの話ではないというのは、おっしゃるとおりかと思います。

御指摘ありがとうございました。

では、中村委員、お願いいいたします。

○中村委員 中村です。

第5、第6についてですが、今までお話があったように、第5については、いろんな主体へのヒアリングの結果と連携を取っていくべきだというような総論的なまとめが置いてあって、各主体が、それぞれ、こういうふうにするべきだという話が出てくるのかなと思ったら、あまりそうではなくて、第6で国がいろいろやるのだというようなところを言っておられるので、それはそれで、そういった取りまとめもあるのかなと思いました。

ただ、国が今後、どういうふうに課題を持っていくかというところでは、やや抽象的な点も否めなくて、1つ気になったのが、消費者教育コーディネーターというのが時々出てくるのですけれども、これをもう少し具体的に、こういうふうにやっていくのだというようなことを示してもいいのではないかと思います。

全世代にわたる消費者教育という分科会の中で、コーディネーター制度について、我々はよく勉強して、これが1つの消費者教育の柱となるのではないかという話がありました。デジタルの場合に、この話を置き換えたとしても、やはり第5で出てきたような各担当手の悩みというのは、デジタル化だけの悩みではなくて、消費者教育全般に共通する悩みでもあったわけですから、その対策として、やはりコーディネーター制度というのを充実させて、しかも、それは、国がきちんと予算と音頭をとってやっていくのだというようなことをもう少し前面に押し出して、消費者庁が中心になって、消費者行政の司令塔となって動いていきますよというメッセージを出す1つの具体策としてポータルサイトだけではなくて、コーディネーター制度についても、もう少し前面に押し出してもよいのではないかと思いました。

以上です。

○坂倉座長 ありがとうございます。

16ページ目の第6の（1）の各主体のところが、コーディネーターをもう少し前面に出したほうがいいのではないかという御意見です。

確かにおっしゃるとおりかと思います。

では、俣倉委員、お願いいいたします。

○俣倉委員 よろしくお願いいいたします。

先ほどから、議論の話題になっております、13ページの5の各主体における取組の現状のところなのですけれども、先ほど、もう少し簡素化にしたらどうかという話もあったのですけれども、学校側の立場から申し上げますと、やはり、10年に1回の学習指導要領の

改訂の時期であり、成年年齢引下げを見据え消費者教育の充実化がポイントとなっております。また、GIGAスクール構想の点も、やはり現場としては、今、一人一人にタブレットが配付されたり、高校でも電子黒板やWi-Fiが配備されたりしていますので、そういう国としての取組については簡素化せずに残していただきたいと思っております。

もし、簡素化するのであれば、第6の各主体における消費者教育の取組の把握と連携の国の取組のところに学習指導要領の改訂によって消費者教育が充実されたことや、GIGAスクール構想の活用についても記載していただきますと、文科省ともアクションプログラム等で連携しておりますので、学校側の立場で読んだときに実感を伴って理解できると思いました。

以上です。

○坂倉座長 ありがとうございます。

第5の部分の学校のところ、学習指導要領の辺りは、簡素化しない、あるいは、簡素化するのであれば第6のところでしっかりと述べる、という御意見ですね。

大事な部分だと思いますので、どちらかでしっかりと述べるということが大事かと思いまして、その分、注意して修正したいと思います。

ほかには、いかがでしょうか。

では、大分お時間も経ちましたので、後半については、以上とさせていただきます。

今まで前半、後半と分けて御意見をいただきましたが、前半の部分では、特に第3と第4のつながりの部分、ここをもう少し明確化してということと、あと、ライフステージの書き方、それから、メリット、デメリットのお話、あとは、文言のお話などをいただきました。

後半では、第5の部分です。この部分をタイトルも含め、もう少し位置づけというか、性格をはっきりさせるということと、あとは、ポータルサイトへの今後の期待、担い手の部分の課題、文言のところも御意見をいただきました。

これも含めて、また、修正案を作りたいと思います。

では、前半、後半と御意見をいただきましたが、この取りまとめ、あるいは概要の部分を含めて、全体を通じて御意見等あれば、お願いいいたします。あるいは、それぞれで言い足りなかったということがあれば、追加でお願いいたします。

では、坂本先生、お願いいいたします。

○坂本委員 細かな点ですけれども、取りまとめ（案）の目次がほしいなと思いました。それがないので、なかなか頭に入らないなという印象です。

慣例として、こういうのは目次をつけないのか、いろいろあるのかもしれないですが、目次がほしいというのは、私の意見です。

以上です。

○坂倉座長 ありがとうございます。目次の御要望ということですね。

永沢委員、お願いいいたします。

○永沢委員 ありがとうございます。

この報告書の取りまとめというのは、いろんな意見もありまして、まとめするのが難しいと思っておりますので、どこかである程度、皆さんの総意でまとめていくしかないと思っているのですが、やはり多くの現場の方々に読んでいただきたいということが一番重要かつ必要かなと思います。そして、最後は、この取りまとめ部分がとても重要になってくると思っておりまして、私は、これはよくまとまっていると思っておるのですが、さらに、私たちの主張といいますか、これから推進を後押しするためには、私は、今回の議論の中では、第4章と第6章、デジタル化に対応した消費者教育と、それから国における今後の課題というところに、読み手の皆さんのがん心を置いていただきたいということで、ここをもっと強調していただきたいと思いました。

それから、せっかくデジタル化の話をしておるわけですから、この度の報告書は、基本的にはインターネット上で、ホームページで開示されると思うのですけれども、例えば、さっきポータルサイトの話なども出てきたり、いろんな報告書の話も出てきていますけれども、紹介しているものはリンクを貼りまして、クリックしたらどんどん跳んで読めるような工夫などもあるといいと思います。そうすると、デジタル化に対応した報告書になり、現場の方々の使い勝手もよいのではないかと思いました。

それから、もう一つ、せっかくですから、チャレンジとして、動画を作られたらどうでしょうか。かなりの方は書いたものをお読みにならない時代を迎えておりますので、せっかく報告書を作っても読んでいただけないのではとも思います。例えばですが、10分程度ぐらいの動画を作ってはどうでしょうか。誰が出演されるかは課題になるとは思いますが、課長か坂倉座長か、審議官かもしれません、10分程度で、この報告書のエッセンスをご説明いただくような簡単な動画を作ってみるということも、せっかく、報告書の中で動画の活用というお話を提言しているところでもありますし、トライしてみてはどうかと思つたりいたしております。

もう一点、最後になりますけれども、私は、今回、重点化すべき3つの項目を出したということが結構重要だと思っています。私共のような消費者団体も、限られた資源の中で、いろんな消費者教育教材を作っているわけですけれども、今後どんなものを作るべきかを考える上で、とくに消費者庁として重点を置いておられるものがここなのだというところを示していただけると、開発の指針になります。

教材開発という具体的な取り組みについては、国だけではなく、学校であったり、消費者団体であったり、事業者団体であったり、様々と思いますけれども、私どもも含めてみなさんがそれぞれ、具体化しやすいように、この後も、この3つの課題についてのメッセージを発信し続けていただけたらと思います。

私からは、以上です。

○坂倉座長 ありがとうございます。

概要の資料2のところは、第4と第6のところ、デジタル化に対応した消費者教育と国

における今後の課題、この2つをもっと強調するということですね。

それと、公表の仕方として、デジタルなので、リンクを貼って飛べるようにするとか、10分程度の動画を作るという御意見もございましたが、そちらについては、こちらで、また検討、相談をさせていただきます。

あとは、重点化すべき3つのポイント、これが、今後のアクションにつながるようにということですね。これは、この報告書自体がそうで、これで終わりではないので、この後、どうアクションするかが一番大事なところかと思います。

御意見、ありがとうございます。

原委員、お願いいいたします。

○原委員 全体というところなのですけれども、一番最後の項目が、第6で、国としてとなっているので、ここの検討会として、国としては何をやっていくのかというのを書かれたというのは、いいのですけれども、ただ、実際には、今の消費者問題の現場を見ていると、今すぐやらなければいけないことというのが、もう少し鮮明に出ていてもいいのかなと思っておりまして、誰一人取り残さないためにのところには、書かれているのですけれども、高齢者の問題、それから、もう一つが18歳、19歳の問題です。

この2つは、今、本当にやらなければいけないことが、もう少し見えるといいのかなと思っておりまして、特に高齢者のところは、今、大変詐欺が多くなっていて、模倣サイトでのフィッシング詐欺というのが、大変増えているのです。

それから、銀行の通帳を電子化して通帳を廃止しますと。70歳以上は除外しますけれども、というような動きになっていますけれども、実際に、今、銀行で、ネット銀行で口座を作ると、不正アプリで不正送金されるというトラブルが大変多くなっているのです。

それから、特定商取引法の改正がどうなるか分かりませんけれども、契約書面が電子化されていく、徐々にそういうふうになっていくと思うのですけれども、そこでも取り残される消費者とか、トラブルに巻き込まれる消費者というのが増えるわけで、誰一人取り残さないためにのところで、いろんな、何をやっています、こういうことをしていますということは書いてあるのですけれども、今、実情がどうなっているのかということも、ちょっと書き入れていただいて、今、政府としては、非常に気を配らなければいけないと思っているのは、18歳、19歳と、それから高齢者の対応、もう少し訴えるところが見えてもいいのかと感じます。文章にどこにと、なかなか思い浮かばないですけれども、入れるとすると、誰一人取り残さないのところに、もう少し実情を入れていくことかなと思います。

以上です。

○坂倉座長 ありがとうございます。

第6の部分で、やることは、たくさん書いてありますが、その中で、いわゆる緊急性というか、優先度合いという意味だと思いますが、高齢者、そして、18歳、19歳、いわゆる成年年齢引下げに影響を受ける世代ということだと思いますが、こここの辺りを、もう少し実情を踏まえて強調してほしいという御要望かと承りました。ありがとうございます。

ほかの先生は、では、中村委員、お願いいいたします。

○中村委員 中村です。ありがとうございます。

今回の取りまとめ（案）をいただきまして、ページ数を見ると、19ページということで、デジタル化は新しい問題なので、いろいろ書きたいこともあるということだと思うのですけれども、やはりいろんな人に読んでもらって、広く伝えていくという意味では、なるべくシンプルで、もう少し短いもののほうがいいのではないかと根本的には思っております。

今回の取りまとめ（案）について、必ずしも、この段階で、そうしてくれという趣旨ではありませんけれども、10ページぐらいの取りまとめというところで、シンプルに、字数を少なく、分かりやすくというのが、より理解してもらえるのでよいのではないかと思いましたが、今日、この取りまとめ（案）について動画で説明するという案も出されましたので、なるほど、そのようにどんどん分かりやすくするという時代に来ているのかなと思った次第です。

今回の取りまとめ（案）についていと、やはり中身については、再三出ましたけれども、恐らく構成として第3と第5が、やはりちょっと脇道というか、少しそれる話なのだけれども、長く書いてあるというのが、恐らく全体の構成なり、全体の長さに影響しているのかと思います。

その点は、今さら修正を必ず必要だという意見ではないのですけれども、例えば、資料2の概要のほうも、例えば、一番言いたいのは、国における今後の課題のところで、やはりポータルサイトだけではなくて、コーディネーター制度というのも入れていただきたいと思いますし、あと、やはり情報がいろいろ出ているのですが、一番上の本分科会の趣旨、それと、4番目の各主体の取組というところは、ポンチ絵（概要）には要らないのではないかと思います。これを削除すると、また、スペースも空いて、いろんなものが入れられるだろうと。

「本分科会の趣旨」という箇所は、要するに、デジタル化が進んでいるか検討しましたということなので、ここはなくても大丈夫だろうと思うし、「各主体の取組」というのも、ヒアリング結果を伝えるということですから、なくても構わないし、あえて言えば、裏で丁寧に書いてあるのですね。

そういった意味では、もう少し概要も分かりやすく、字数を減らして、めり張りをつけてと考えます。

そのように考えると、やはり基本的な視点とデジタル化に対応した消費者教育、それと国における課題ということなので、やはり第3と第5は落ちるのです。

そういった意味でも、全体の構成等に工夫が、やろう思えばできるのかなと、今後の取りまとめをする際の意見としても、申し上げたいと思います。

以上です。

○坂倉座長 ありがとうございます。

全体の量をもう少しシンプルにということと、概要についても、もう少し1ページ目の

内容をシンプルにしたほうがいいのではないかということ。

○中村委員 あと、コーディネーターを入れていただくと。

○坂倉座長 それとコーディネーターを入れるということですね。

最初の案では、1ページ目と2ページ目とまたがって、いろいろあったので、1ページ目に、私が各主体の取組の部分も一部だけ押し込んでしまったので、こういう形になってしまったのですが。

○中村委員 裏はなくてもいいかなと思います。

○坂倉座長 私も簡潔に書くのだから1ページでまとまらなければいけないと思っていたので、1ページ目だけで済むようにしたいと思っていて、各主体の取組もちょっとだけ入れたのです。

では、それはまた検討させていただきます。

ほかに御意見はございますでしょうか。

では、東委員、お願ひいたします。

○東委員 失礼いたします。

概要は、今、座長がまとめさせていただいたような形で、いいと思います。

2ページあるのですけれども、1ページで全部入れるようにして。

○坂倉座長 はい、そう思います。

○東委員

そのほうがいいのかなと思いますが。考えようによつて、今までの概要はどうだったか、ぱつと思いつかないですが、1枚で、プラスアルファ、2枚目もあったほうが便利、よく分かるという理解だということでしたら、それで。

そういうことでいいとすると、1のほうをもう少しコンパクトにして、先ほどの3つのポイントをうまく表記するということもあるかと思うのです。

ただ、本題と若干かけ離れているといいますか、報告書本体でも、それが少しだけ気になつたりもして。例えばですけれども、各主体における取組と、国における今後の課題を2枚目に入れるというのもありかなと、ちょっとだけ思っていたのです。

特に、2枚目の最後について、消費者教育の場や情報発信、これは、デジタル化に対応した消費者教育のところに入れ込んだものなのに、なぜかここにちょっと残っていたりして今の状態ですと、バランスが悪いなと思ったので。私の考えとしては、各主体の取組、具体的な国における今後の課題のほうを2枚目でもいいのかなとちょっとだけ思ったということがあります。

ただ、今の座長のお話を伺つて、やはり1枚で全体が分かるほうがいいなということがありましたら、中村委員がおっしゃったように、5を削つて、私たちが、主張したいところを1枚に入れるという形にするという方向性でよろしいかと思います。

いずれにしても、2枚目の最後の部分は、宙ぶらりんになつてゐますので、御検討いただければと思います。

以上でございます。

○坂倉座長 ありがとうございます。

私としては、1ページで全部まとまるようにしたいと思っていますので、後押しもいただき、ありがとうございました。

ほかの先生方、いかがでしょうか。

よろしいですかね。

それでは、意見も出尽くしたようですので、今日の議論は、ここまでとしたいと思います。

今日、たくさん御意見をいただきましたので、その意見を全て踏まえて、事務局において、取りまとめ（案）及び概要の修正案を作成していただき、また、後日、委員の皆様には、メールで、また御意見を、最終確認をさせていただきたいと思います。

その上で、今日の御意見を聞くと、全体の方向性自体については、大体皆さん、御賛成いただいている。見せ方、文言、強弱のつけ方、関連性などを少し直さなければいけないという御意見が主体だったと思いますので、もし、よろしければ、メールで、皆様に御意見を修正案についていただいた後は、恐縮ですが、最終取りまとめについては、その後は座長一任ということにさせていただければと思うのですが、皆様、いかがでしょうか。

ウェブの方、よろしいでしょうか。

きれいに全員丸が出ましたので、では、御賛同いただきましたので、ありがとうございます。

では、座長、一任とさせていただいて、本分科会の取りまとめの最終修正案については、改めて後日、事務局のほうから委員の皆様にお送りさせていただきたいと思います。

本日のこの分科会の取りまとめについては、次回の消費者教育推進会議の場で御報告をさせていただいた後、同日、公表とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

では、予定された議事は、以上ということになります。

最後に、座長として一言御挨拶させていただきます。昨年の11月からこの分科会をスタートして、今日まで5回にわたって、先生方には、コロナ禍にもかかわらず、毎回活発な御議論、御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

座長である私が不慣れなために、いろいろと御迷惑をおかけしましたが、委員の先生方のおかげで、有意義な報告書がまとまったかなと思います。

ただ、今回の分科会のテーマというの非常に大きくて、また、分科会の回数や期間も非常に少ない、短い中でしたので、細かい具体的な内容までは十分に踏み込めていないと思いますので、今後、事務局におかれでは、この取りまとめを公表して、各主体に発信していただくとともに、特に、第4、第6のところで御提案したものにつきましては、今後具体的なアクションにつなげるべく検討、あるいは、さらなる消費者教育推進会議の別の場での御議論につなげていただきたいと思います。

最後に、今回、分科会の運営に関して御協力をいただきましたことにお礼を申し上げま

して、今日の議論は終了とさせていただきたいと思います。

では、片岡審議官、一言お願ひいたします。

○片岡審議官 なかなか聖域化された議論の中にコメントを差し挟むのは難しいなと感じていたのですけれども、最後の機会ということで、一言だけ御挨拶をさせていただきたいと思います。

11月からこれまで非常にインテンシブに委員の皆様には御議論いただきまして、また、座長には、非常に難しい議事のかじ取りをしていただきまして、誠にありがとうございます。

11月にスタートしたときには、正直、どういう取りまとめになるのかなと、なかなか先が見えない中で始まったものがありましたし、また、いろいろな方々の取組をヒアリングしていく中でも、委員の皆様からも種々コメントがございましたけれども、本当に新しい発見もあったということで、私も、もともとは他省庁出身なのですけれども、なかなかこれだけ取りまとめ（案）1つとっても、活発に意見がされる審議会というのも、なかなか例がないと、あるいは、今、時代が変わっているので、みんなそうなっているのかもしれません、なかなか例がないなと思って聞かせていただいておりました。

永沢委員をはじめ、皆様から読まれるものにすべきという話がございましたけれども、最後、座長が取りまとめていただいたように、恐らく読まれるだけではなくて、いかにアクションに結びつくものにするかということは、非常に大事なのだろうと思います。

議題の中でも、ポータルサイトについては、何年もかかっているという御指摘がございましたけれども、恐らく消費者教育推進会議本体のほうでも、この取りまとめを受けて、次にどうなっているのかということは、定期的にPDCAサイクルを我々自身が回していくものではありますけれども、委員の皆様にも、ぜひ注視していただいて、取組が進んでいないということであれば、むしろ叱咤激励で、叱咤していただいて、取組が進むようにしていただいたらいいなと思いますし、コーディネーターの話もございましたけれども、やはり成年年齢、それから高齢者の取組という話もありましたが、1つでも具体的に話を進めしていくことが、大事だと思っております。

成年年齢の引下げに関して、一言だけ補足させていただくと、先週、実は消費者庁と、文部科学省、それから、法務省、それから金融庁の4省庁で一応、来年度が成年年齢引下げの最後の1年になるということで、成年年齢引下げに向けた消費者教育全力キャンペーンという名前で、1年間、そういうのが出ているということで、省庁を挙げて取組をまとめたところでございます。

その中で、恐らく消費者教育、これは被害防止だけではなくて、資金管理なども含めて、全般的な消費者教育をやっていくということになっておりますので、そうした動きなども、皆様には御覧いただいて、あるいは、こちらからもさせていただいて、どういう取組が不足しているかというようなことも随時御指摘いただきながら、取組を進めさせていただきたいと思っておりますので、ぜひ、報告書については、取りまとめで終わりということで

はなくて、その後のアクションの経過を見ていただくという意味でも、引き続き、おつき合いをいただきたいと思っていますし、むしろ、皆様方から、どんどん御提案をいただきたいと思っていますので、ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

ありがとうございました。

○坂倉座長 ありがとうございました。

ちょっとだけ時間がありますので、せっかくですから、最後に委員の先生方、今日は最後ですので、お一人一言ずつ、この分科会の御感想をいただければと思います。

名簿順で恐縮ですが、まず、東先生、いかがでしょうか、一言御感想をお願いします。

○東委員 ありがとうございました。

今、消費者教育で、どうこの部分を押さえていくか。その部分については、皆さんの御意見をいただけたようですので、ありがとうございました。

また、動画にして配信したらどうかという御意見などは、まさにこれから、私たちが考えていかなければいけない課題だと思った次第でございます。これはまた、事務局の皆様にもお伝えしたいと思います。ありがとうございました。

○坂倉座長 ありがとうございました。

では、続いて、坂本委員、お願ひします。

○坂本委員 貴重な機会に参加させていただき、ありがとうございました。

今後、徳島オフィスとしては、教材づくりというのが、結構短期間でヘビーなものを仕上げなければいけないというところですが、検討会の議論をふまえて取り組んでいきたいと思います。今回の検討会の議論のお陰で、とても頭も整理しやすかったかなと感じています。

よい教材を作って、使っていただけるようにしていきたいと思いますので、また、皆様からいろいろなところでお知恵をいただければと思います。

ありがとうございました。

○坂倉座長 ありがとうございました。

では、続いて、永沢委員、お願ひいたします。

○永沢委員 ありがとうございます。

デジタル化ということで、動画の提案をしました。最近、文字を読んだり、書いたりすることをどんどん忘れていく時代を迎えているなど身を以て感じておりますが、これは本当にいいことなのかどうかは別として、消費者教育というのは誰一人取り残さず広くと考えますと、多くの皆さんに受け入れやすい方法というのも、是々非々はありますけれども、考えていくということも必要なのかなと思います。

今回、この分科会に関わらせていただき、多くのことを学ばせていただきました。私たち協会も、ささやかながらデジタル化に対応した消費者啓発の取組を進めておりますので、今回、一緒に勉強させていただきましたことを活動のエッセンスとして取り入れまして、さらに積極的に推進をしていきたいと思いますので、御指導の程、よろしくお願ひいたします。

ます。ありがとうございます。

○坂倉座長 ありがとうございます。

では、続いて、中村委員、お願いいいたします。

○中村委員 中村です。長い間ありがとうございました。

座長をはじめ、皆様方、いろいろ取りまとめの御協力に御尽力いただきまして、感謝を申し上げます。

消費者教育は、いろいろ長年取り組んでいるのですけれども、総論は簡単というか、あまり反対する人がいないので、ぜひやりましょうということでいいのですけれども、各論、具体的な話に落とし込むときの難しさとか、苦しさというのがあって、今回もまさに取りまとめで、そういったところ、どこまで具体化していくのかというところが、難しかったところだと思いますが、その点、取りまとめをうまくまとめて、しかし、これを実際、さらに具体化して、一人一人の子供とか、高齢者とか、成人とか、いろんな消費者に下していくという作業が必要となるので、そこをまた頑張っていかなければいけないなと思いました。

もう一つは、今回はデジタル化ということで議論をしたわけですけれども、結局、デジタル化の議論はしていても、成年年齢の議論をしていても、全世代にわたる消費者教育の議論をしていても、全て消費者教育という意味では、根本的に共通する部分があって、やはりデジタルに特化する部分ではなくて、消費者教育推進法の趣旨にさかのぼって、やはり消費者市民社会であるとか、批判的な思考を持つとか、脆弱な消費者を守るとか、そういう視点を、やはり忘れない議論をしていきたいと思いました。

以上です。

○坂倉座長 ありがとうございます。

では、原委員、お願いいいたします。

○原委員 ありがとうございます。

ネットの消費者教育という最先端の議論に参加させていただきまして、ありがとうございました。消費者教育推進会議に所属していて、地方消費者行政の分科会にも参加したことがあるのですが、これはオブザーブだったので、全く発言はできなかったのですけれども、今回は発言させていただいたので、大変ありがとうございました。

最初に、私は、立派な報告書を作るのではなくて、主語を明確にして、何をしたらしいかが分かるようにしてくださいと、たしか申し上げたと思うのですけれども、やはり、今、この現場というのは、誰もが当事者意識を持って、スピード感を持って具体化していかなければいけないと思っておりますので、この報告書が、また、十分生かされて、それぞれの現場で活用されることを願っております。

以上です。

○坂倉座長 ありがとうございます。

では、僕倉委員、お願いいいたします。

○侯倉委員 今までありがとうございました。

私にもお声をかけていただき、このような場に参加させていただいたことに、本当に感謝しております。

毎回大変勉強させていただきました。

まさに、どんどん今、デジタル化が進んでいる中、学校現場では、タイミング良く10年に一度の学習指導要領の改訂となりスピード感に乗った議論がなされていたのではないかと思いました。

今の子供たちは、インターネットは生活の一部であり、切り離せないような生活をしておりますので、そこをどういかに消費者教育と結びつけて、子供たち学習を進めるのかというところを、私もこれから考えていきたいと思います。

本当に、先生方、どうもありがとうございました。

○坂倉座長 委員の先生方、突然の御指名にもかかわらず、御感想をいただき、ありがとうございました。

これで、分科会として一堂に会するのは最後になりますが、また、消費者教育推進会議で御一緒させていただきますので、今後とも、どうぞよろしくお願ひいたします。

では、司会のほうは、事務局にお返しさせていただきます。

○事務局 座長、ありがとうございました。

委員の皆様方におかれましては、本日、取りまとめに向けました活発な御議論をいただきまして、ありがとうございます。

本分科会におきましては、5回にわたりまして議論をしてまいりましたけれども、後ほどこちらのほうで、事務局のほうで整理をいたしました取りまとめ案につきまして、また、委員の皆様方にメールでお送りさせていただきまして、最終的な取りまとめを、座長と御相談しながらやっていきたいと思っております。

最終的な取りまとめにつきましては、先ほど、座長からも御報告がございましたけれども、次の消費者教育推進会議のほうで御提示できるように、準備をしていきたいと思っておりますので、御協力を賜ればと思っております。

5回にわたりまして、昨年11月から議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、分科会のほうを終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○坂倉座長 ありがとうございました。